

引込線切離サービス約款

本約款は、沖縄電力株式会社（以下「当社」）所有の引込線の切離・再接続や引込開閉器操作等（以下「引込線切離作業」）を希望する者（以下「申込者」）と当社との間の、引込線切離作業のサービス（以下「引込線切離サービス」）の契約について、基本的な事項を定めるものです。

（業務委託）

第1条 当社は、引込線切離サービスに関する以下の業務を、沖電企業株式会社（以下「委託先」）へ委託するものとします。

- ① 申込受付
 - ② 申込内容の確認・調整、費用算出
 - ③ 契約関連資料の提示、契約手続き
 - ④ 引込線切離作業に関する工事の実施および管理
 - ⑤ 料金請求事務
 - ⑥ 上記に係る各種お問い合わせ対応
2. 前項の委託に伴い、当社は業務遂行に必要な範囲で申込者の情報を委託先へ提供することができ、申込者はこれを承諾するものとします。

（引込線切離サービス契約の成立）

第2条 申込者は、委託先ホームページを通じて以下の内容を明らかにして申込みを行うものとします。

- ① 引込線切離対象需要家
 - ② 引込線切離申込理由
 - ③ 引込線切離作業および再接続作業の希望日時など
2. 当社は申込内容を確認し、引込線切離サービス費用を算出してシステム上で提示します。
3. 当社は前項と併せて、申込者に対し本約款および見積書等の資料をシステム上で提示します。
4. 申込者がシステム上の「承諾」操作を行った時点で、引込線切離サービス契約が成立するものとします。
5. 前各項に基づき引込線切離サービス契約が成立した場合であっても、現場状況の確認結果、当社が把握し得なかった事情、又は天候その他の外的要因の影響等により、提示した見積額が変更となる場合があります。
6. 前項により見積額を変更する必要がある場合、当社は引込線切離作業日の前日までに、変更後の見積書をシステム上で提示します。申込者がシステム上の「承諾」操作を行った時点で、変更後の内容に基づき契約変更されるものとします。

（引込線切離作業および再接続の日時）

第3条 当社は原則として第2条1項③号の日時に引込線切離作業および再接続作業を実施します。ただし、作業準備期間の不足、設備管理者の許可の未取得、現場状況、災害・悪天候その他安全確保上の理由により、当該日時に実施できない場合があります。

2. 前項の理由により第2条1項③号の期間に変更が生じた場合、当社はその責を負いません。
3. 申込者は第2条1項③号の期間に変更が生じた場合は、直ちにその旨を当社へ通知するものとし

ます。

(引込線切離作業)

第4条 引込線切離作業に必要な手続および調整は当社が行います。

2. 引込線切離作業に起因して第三者に損害が発生した場合、当社が対応します。ただし、申込者の施工に起因する苦情・損害については申込者と協議のうえ対応します。
3. 申込者は、需要家設備側の区分開閉器（PAS）を遮断したうえで、当社に作業の実施を指示するものとします。区分開閉器（PAS）の未遮断により生じた損害について当社は責任を負いません。

(引込線の再接続作業)

第5条 当社は申込者の指示に基づき再接続作業を行います。申込者は、需要家設備の区分開閉器（PAS）が遮断されていることを確認したうえで指示するものとします。

(引込線切離サービス費用等の支払い)

第6条 当社は、引込線切離サービス費用(第7条2項、第8条2項において申込者が負担する費用等を含みます)の債権を三井住友カード株式会社に譲渡し、申込者はこれを承諾するものとします。当社は債権譲渡に必要な範囲で申込者情報を同社へ提供します。

2. 申込者は、三井住友カード株式会社からの請求に基づき、指定された方法で指定期限までに引込線切離サービス費用を支払うものとします。
3. 申込者が引込線切離サービス費用を支払わない場合、当社は以後の申込みをお断りすることがあります。

(契約の解除)

第7条 当社は、以下のいずれかに該当する場合、契約を解除することができます。

- ① 申込者に、資産の差押え倒産、事業許可の取消等事業継続に支障を来すような事態が生じた場合
 - ② 申込者に明らかな契約違反や著しい背信行為があった場合
 - ③ 申込者が引込線切離作業を困難とするような事情を発生させた場合
 - ④ 申込者が申込み後に申込者の都合で引込線切離作業の中止を申し出た場合
2. 上記の解除時の申込者の負担は以下のとおりとします。
引込線切離作業の準備段階で解除された場合は、当社は準備に要した費用を請求し、申込者はこれに応じます。
 3. 当事者の責めに帰することのない外的な要因により引込線切離作業が困難となった場合、両当事者はいつでも契約を解除できるものとします。この場合、両当事者はそれまでに要した費用を互いに請求しないこととします。

(反社会的勢力への対応)

第8条 申込者は引込線切離サービスの契約にあたって、以下の事項を確約します。

- ① 申込者(申込者の役員、従業員を含みます。以下同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会的運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他こ

れらに準ずる者(以下「反社会的勢力」と言います)でないこと

- ② 申込者の経営に反社会的勢力が実質的に関与していないこと
 - ③ 申込者が反社会的勢力と取引していないこと。反社会的勢力の利益のために行動していないこと
2. 申込者が前項の各号に該当することとなった場合には、当社は催告なく契約を解除できません。この場合、申込者は前条2項の規定に従い費用を負担します。

(個人情報の取扱い)

第9条 当社は、申込者の個人情報を、引込線切離サービスの提供、料金請求、委託業務管理、法令遵守のために利用します。

2. 当社は、業務委託先、決済業者等へ、業務遂行に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。個人情報の取扱いは、当社の「個人情報保護方針」および関連法令に従います。

(不明事項の取扱い)

第10条 引込線切離サービス契約に関連して、本約款に定めのない事項が発生した場合には、当事者は協議の上それを決することとします。

(裁判管轄)

第11条 引込線切離サービス契約について争いが起こった場合の裁判管轄は、那覇地方裁判所とします。

以 上

2026年4月1日 制定